

トラック奈良 11

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和 7 年]2025

No.379



女人高野 室生寺 本堂かんじょうどう(灌頂堂)

「荷捌き施設」が整備されました

日：令和7年10月9日(木)

場所：近鉄学園前駅 南側

奈良市により、近鉄学園前駅 南側ロータリーに、荷捌き施設が整備されました。

設置されている看板には、「営業貨物車 荷物積み下ろし停車場です 奈良市」と標示されています。





「荷捌き施設」が整備されました	巻頭
荷役作業安全ガイドライン説明会	2
不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動	4
省エネ運転講習会	5
第30回全国トラック運送事業者大会	6
自転車事故を防ぐには？	8
交通安全の集い	9
秋の交通安全県民運動	
西和地域	10
田原本地域	11
高田地域	12
桜井地域	13
宇陀・吉野地域	14
橿原地域	15
吉野地域	16
御所地域	17
奈良地域	18
郡山地域	19
天理地域	20
五條地域	21
棚上係長が近畿運輸局長から表彰	22
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ 23
■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2025年8月) 24
	飲酒運転撲滅を目指して 25
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには 26
■ 奈ト協から	事業用自動車事故事例No.123 28
	KIT事業の案内 29
	適正化事業・巡回指導報告書 30
	トラックの構造上の特性 31
	11月・12月の行事(予定)表 32
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ 33
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ 35
	奈良県トラック協会 奈良支部が災害お見舞い 巻末

荷役作業安全ガイドライン説明会

日時：令和7年10月8日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：12名

厚生労働省が平成25年3月に策定した陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインについて令和5年3月に改正されたことを踏まえて、内容について解説するセミナー。セミナー終了後には各参加者へ受講証明書が授与されました。講師は陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）安全管理士の大下晃氏。主な内容は以下の通りです。



荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務



▲講師の大下晃氏

陸運業において荷役作業中の災害は、全体の約6割で、その4分の1は墜落・転落による事故。その墜落・転落の約7割はトラックが起因しており、被災者の約9割は運転者。陸運事業者は従業員の安全と健康の確保を最優先に取組む必要があり、事業者には災害防止に必要な取

組が罰則をもって義務付けされている。また労災が発生すると刑法による処罰の対象になる上、民事上でも損害賠償の責任が発生する。

荷役作業における労働災害防止策

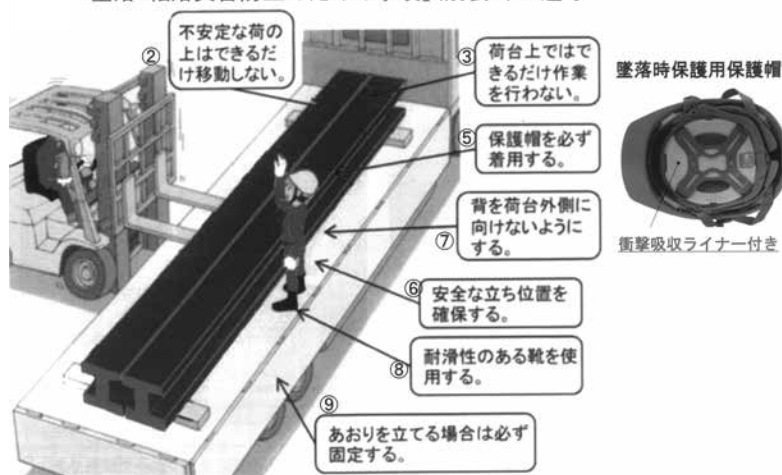
貨物自動車運送事業法の改正により、運送契約時に提供する役務の内容や付帯業務等について書面の交付が義務付けされている。荷役作業がある場合、陸運事業者は作業内容に配慮した服装・保護具の着用や安全な作業環境を整えることなどの配慮が求められる。特にヘルメットは墜落時保護用のものを着用させること。トラックの荷台から降りるときは、設置されている手すりや床面に手を添えるなど3点支持を徹底する。またフォークリフトの運転は最大荷重に合った資格を有する者に行わせて、用途外使用（人の昇降等）をしない。停車した時は逸

走防止措置を講じ、万一動き出したときは止めようとしない、など労働者の遵守事項を指導する。クレーンやテールゲートリ

フター、ロールボックスパレットなども遵守事項を守るよう教育を。

墜落・転落による労働災害の防止対策

「墜落・転落災害防止のための事項」(別表1)の遵守



荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚

リスクをゼロにするのは無理としても許容可能なレベルまでリスクを下げる。「陸災防

労働災害事例生成ツール」の災害事例一覧（陸運業関係）を日常の教育に活用するといいい。同

業他社の同種や類似災害を課題として自社に置き換えた対策を進めることができる。

荷主等との連絡調整

令和7年4月1日に施行された貨物自動車運送事業法で運送契約時に附帯業務等について記載した書面の交付が義務付けされた。荷役作業の有無を事前に荷主等へ確認し、その内容につ

いて「安全作業連絡所」等を使用して把握し、ドライバーに情報を提供する必要がある。また、荷役作業を行わせる場合、運転者の疲労に配慮し、十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成

し、連続運転時間も4時間以内に収めること。改善基準告示にある拘束時間や1日の休憩時間を考慮して計画を立ててほしい。

【安全作業連絡書(参考例)】

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()
積荷	品 名		
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()	
	数 量		
	総 重 量	kg (kg/個)	
積込作業	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()	
	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名	名
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()

▲安全作業連絡書(参考例)

不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動

日時：令和7年10月1日(水) 午前11時～

場所：奈良・針トラックステーション



▲松森大司郎 軽油引取税課 課長ら3人の県職員が参加



不正軽油は犯罪です

(公社)奈良県トラック協会と県中南和県税事務所は、今年も不正軽油追放の啓発活動を針トラックステーションで実施しました。軽油に灯油やA重油を混ぜた不正な軽油は、製造・販売・使用はもちろん不正軽油に

使用されると知りながら材料を提供・運搬した人も罰せられます。こうした内容のチラシと啓発品を、休憩等に訪れた各ドライバーに手渡ししながら「不正軽油撲滅の啓発活動です」「全国で抜取調査を実施します。抜き

打ち調査の際はご協力をお願いします」などと説明。啓発チラシをじっくり見るドライバーもいました。



▲休憩所内に啓発ポスター等を掲示（10月末まで）



▲啓発チラシと啓発品

令和7年度 省エネ運転講習会

日時：令和7年10月2日(木) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：11名

省エネ運転について、「エコドライブのポイント」をUDトラックス株式会社 近畿地域営業本部 ワークショッパートレーニングの岡本賢晃氏が説明。実験映像のビデオも流して分かりやすく解説しました。主な内容は以下の通りです。



▲講師の岡本賢晃氏

エコドライブとは「環境に配慮した経済運転」すなわちエコロジーとエコノミーの二つの「エコ」が重なる運転である。トラック運送事業において燃料費の割合は経費全体の約20%。エコドライブ実施で燃料費を節約することは会社収益の向上に

つながる。トラックドライバーがやさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止める等の運転を積み重ねることで、経費節減や安全運転に繋がるだけでなく、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす。

エコドライブのポイント 「足さばきひとつで燃費が変わる」

(1) ゆっくり発進、ゆっくり加速を

急発進・急加速は加速抵抗が大きくなるため燃料消費が多くなり燃費が悪化。徐々に踏み込むアクセル操作で、発進から10秒間で車速35km/hを目安に。

(2) 早めのシフトアップで、エンジン回転は低めに

発進・加速時はエンジン回転数が「グリーンゾーン」を超えないようにシフトアップ。オートマの場合はアクセルペダルをゆっくり踏み込む。(1)と(2)の組合せで燃費が15%程度改善。

(3) 出来るだけ高いギア段を使用して走行

同じ速度であれば高いギア段での走行だとエンジン回転数が低く、燃費が良くなる。例えば50km/h走行時、グリーンゾーンでも5速より高い6

速のギア段使用で約15%の燃料節約。

(4) 車間距離を十分にとって、速度変動を極力少なく

加速減速を繰り返す「波状運転」は著しく燃費を悪化。前車との車間距離を3秒以上あけることで前車の影響を受けずに一定速度で走りやすくなり、疲労軽減、安全運転もつながる。

(5) 補助ブレーキは効果的に

排気ブレーキやリターダーは必要の都度ONに。入れ放しだと波状運転になりやすい。エンジンブレーキの活用を。

(6) 惰力走行を最大限活用

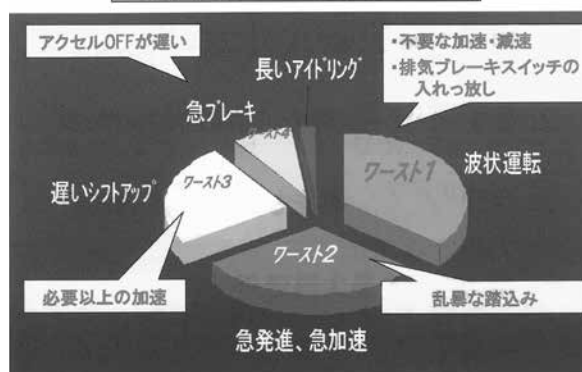
エンジンブレーキ、補助ブレーキ使用中はエンジンへの燃料噴射が停

止されるため燃料を消費しない。下り坂や信号などでは早めにアクセルペダルから足を離し、ゆっくりと惰力走行を。

(7) 無駄なアイドリングをしない

車から離れるときはエンジンをとめてキーOFFで。1時間のアイドリングでの燃費消費量は大型車で1ℓ～1.5ℓ。目安として車検証の総排気量の1/10の数値。

一般道走行での「無駄食い4悪」



第30回全国トラック運送事業者大会

日時：令和7年10月15日(水) 午後1時～

場所：朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

全国トラック運送事業者大会が新潟市で開催され、奈良県からは理事・監事・相談役18名が参加しました。

全体会議では、主催者を代表して（公社）全日本トラック協会 寺岡洋一会長が、今年6月に成立したトラック適正化二法について、「適正化二法で示された内容を実現することができれば、業界を取り巻く景色が一変する。適正化二法の円滑な施行に向けて全力で取り組み、会員ファースト、業界ファーストで業界の舵取りを進めていく。」と、挨拶しました。



続いてシンポジウムでは、「トラック適正化二法施行に向けての期待」をテーマに、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的に成立したトラック適正化二法について有識者が闊達な議論を展開しました。

記念講演会では新潟日報社 相談役の小田敏三氏が「2025年これからの地方創生」をテーマに講演を行いました。

大会の最後に大会決議が満場一致で採択され、参加者全員でガンバローコールを行い、大会を締めくくりました。





▲朱鷺メッセの前を流れる信濃川



自転車事故を防ぐには？

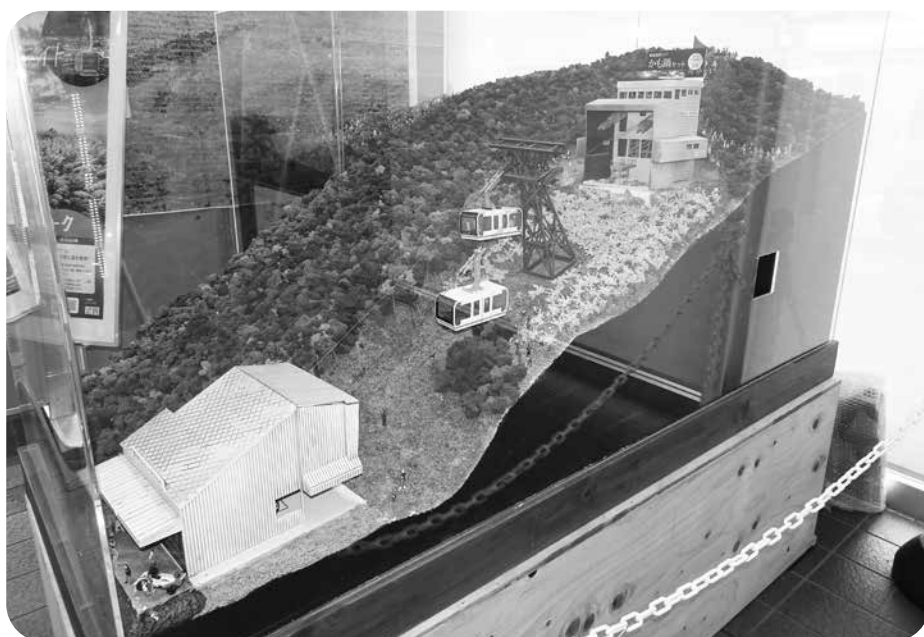
日：令和7年10月7日(火)

場所：御所市役所

帝塚山大学 蓮花一己 名誉教授監修の、自転車事故防止啓発冊子「自転車事故を防ぐには？」を、御所市役所 市民協働部危機管理課に届けました。

透明の袋に同封したクリアファイルには「せんとかん」の絵柄と～自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう～の標語を表示しています。

危機管理課のご担当者は、「交通事故防止のため、啓発用冊子をいろいろな機会で配布し、活用させていただきます。」と、話をされました。



▲葛城山ロープウェイの模型
1階のフロアーに展示



交通安全の集い

日時：令和7年9月23日(火) 午後1時30分～
場所：御所市防災交流館Mimoro（ミモーロ）



▲啓発品を寄贈する森本支部長、右は山田御所市長



▲阿古和彦 葛城市長



▲岡澤敬子 署長

3つの市が合同で開催

御所地域の森本好美支部長は、御所市防災交流館で開かれた「高田地区交通安全の集い」に参加。大和高田、御所、葛城3市の交通対策協議会が高田警察署とタイアップして開催した同集いで、森本支部長は街頭活動などで配る啓発品を山田秀士御所市長に寄贈しました。

冒頭、3市の協議会の会長を代表して葛城市の阿古和彦市長

があいさつ。「自転車の違反に対する罰則化などによって私たちの社会環境は大きく変わろうとしています。この集いを交通安全について考える機会にしたい」と呼びかけました。

高田署の岡澤敬子署長は壇上から、「今年の県内の死亡事故は昨年より3人増え17人。そのうち10人は高齢者。6月には高

田市内で高齢者がお亡くなりになる事故が起きています」と厳しい現況を報告。「事故防止には地域の皆様のご協力が欠かせません」などと強調しました。

集いでは小学生や中学生が参加する合唱や交通安全教室などの催しもあり、森本支部長は「幅広い年齢層の地域の人たちと事故の根絶を誓い合う良い機会になりました」と振り返りました。



▲小学生グループ「あすなろ合唱団」



▲左2人目から山田御所市長、堀内大和高田市長、岡澤署長、阿古葛城市長

各地域における秋の交通安全県民運動

西和地域

日時：令和7年9月21日(日) 午前9時30分～
場所：馬見丘陵公園、公園館周辺



自転車の 交通ルール順守を 呼び掛け



西和地域は中西啓二副支部長ら支部のメンバー5人が、西和、香芝の両警察署共催で行われた官民連携の啓発活動に参画し、休日の馬見丘陵公園(北葛城郡河合町)を散策するお年寄りや家族連れに「自転車の飲酒運転は犯罪です」などと訴え、交通ルールの順守を呼びかけました。

会場の公園館には西和署の西藤学署長や香芝署の山口尚久署長、地元の交通安全協会の関係者ら約40人が参集。冒頭、西藤署長が「飲酒運転の根絶をめざ

し取締りを強化するなどしています。こうした警察の取り組みだけでは安心・安全な社会を実現できません。なにより(今回の活動のような)地域の皆様のご協力が必要」などと力を込めました。

その後、今年「交通安全子供自転車全国大会」に出場した河合第二小学校の児童3人に、西藤署長が一日署長を委嘱。一日署長の襟をかけた児童は参加者と共に公園を回り、声掛けしていました。啓発活動を終えた児童らは等間隔で立てられたポール

を縫うように走り抜けるスラローム走行も披露。会場から拍手が起き中西副支部長は「見事なハンドルさばき。啓発活動に彩を添えましたね」と笑顔でした。



▲あいさつする西和署の西藤署長



▲西藤署長から一日署長を委嘱された児童ら



▲香芝署の山口署長(右)



啓発活動を通じて 交通事故を無くす



田原本地域は道の駅レスティ唐古鍵遺跡前の南北方向の交差点で、ドライバーらに交通安全を呼びかけました。啓発に先立ち、萩原良介支部長は「交通事故を無くすために啓発活動をみなさんとやっていきたい。これから業界は点呼や交通事故のことなどが厳しくなってくる。田原本支部は勉強会などもやって、生き残れる団体にしていきたい」とあいさつ。天理警察署の中村将人交通課長は「啓発活

動している方が事故に遭わないよう」と安全に注意しながらの活動を呼びかけました。

信号待ちの交差点では支部のスタッフが「交通事故のないよう啓発活動をしています、ご協力をお願いします」と声をかけながら、交通安全チラシの入った啓発品を渡していました。秋分の日翌日はさわやかな秋風が吹き、気持ちよく活動ができました。



▲中村将人交通課長



▲啓発活動する萩原支部長



横断歩道では減速し 安全運転に努めましょう



西川直利支部長ら高田地域のメンバー5人は、大和高田市交通対策協議会会長の堀内大造市長が高田警察署と共同で実施した啓発活動に参加し、市役所前の道路を通りかかったドライバーらに「お年寄りの事故が後を絶ちません。横断歩道では減速するなど安全運転に努めてください」などと呼び掛けました。

市役所のロビーには地元の交通安全協会の関係者ら約30人が参集。堀内市長は「官民一体となり交通安全を住民の方々にア

ピールする絶好の機会。安全な道路横断の実践やスマホを見ながら運転しないなど、今回の交通安全運動の重点3項目の周知に努めてください」などとあいさつしました。その後、高田警察署の岡澤敬子署長が厳しい現状が続く県内の事故の現況を説明し「地域の皆様の協力なしに事故は減らせません」と訴えました。

西川支部長は市役所玄関で堀内市長に街頭で配る啓発品を寄贈。「今後も地域に少しでも貢

献できるよう支部一丸となって交通安全の実現に取り組んでまいります」と意気込んでいました。



▲あいさつする岡澤敬子署長



▲寄贈した啓発品を手にする堀内市長と西川支部長（左）



飲酒運転根絶を 呼びかけ



桜井地域は関係の各団体で「卑弥呼の里、交通事故死ゼロを目指す日」として啓発活動を実施。支部からは吉岡正樹支部長ら8人が参加しました。開会式では桜井市交通対策協議会会長の松井正剛桜井市長が「飲酒運転は自分自身をコントロールできない人が起こす犯罪。それを抑止するため一丸となって交通事故防止に取り組むことが大事」とあいさつ。桜井警察署の上津詔彦署長は「飲酒運転は命を奪う可能性の高い悪質かつ重大な違反。深酒をすれば翌日で

も事故を起こすリスクが高くなる」と飲酒運転の危険性について訴えました。また県交通安全協会桜井支部協会女性部会の東野佳代子会長が「飲酒運転根絶宣言」を松井会長に対して読み上げました。

啓発活動は交通安全運動期間の最終日、視認性が落ちやすいと言われる薄暮の時間帯に交差点の南北方向などで、手分けして行いました。啓発終了後には恒例の「ガンバロー」コールで締めくくりました。



▲あいさつする松井桜井市長、
右は上津署長



▲飲酒運転根絶宣言を読み上げる東野佳代子さん



▲啓発活動する吉岡支部長



歩行者にやさしい 安全運転を呼びかけ



宇陀・吉野地域は見事な秋晴れに恵まれた中、国道165号、西峠交差点において啓発活動を行いました。

当日はまず桜井警察署宇陀警察庁舎に集合。小林茂支部長から「交通安全への意識を高められるよう、今回も啓発活動がんばりましょう。交通量の多い場所なので周囲に気を付けて活動を行ってください」と挨拶があり、そのあと西峠に移動して啓発活動をスタート。

同庁舎の吉田晃見所長は「西

峠ではスピードを出して走るドライバーが少なからず見受けられます。坂道、カーブもあり、地元の方から『歩行中に不安を感じる』との声も上がっている現状ですので、安全運転についてしっかり伝える機会にしたいと思います」と挨拶しました。

支部員は交差点の四方を手分けし、信号で停止中の車両ドライバーに啓発品を手渡しながら、交通安全について丁寧に呼びかけました。



▲吉田晃見所長



▲啓発活動する小林支部長



交通安全は 日頃からの注意喚起で 事故はゼロ



檀原地域（支部長・乾浩之氏）は平日の夕方、交通量が増える時間帯に啓発活動を実施しました。活動に先立ち中谷真介副支部長があいさつ。「交通安全は日頃からの注意喚起が大事である。雷や急な豪雨に対しても動揺したりあわてたりしないような心構えを持てるように。」と述べました。檀原警察署の森本真史署長は「今日を入れてあと2日間の交通安全運動。今日の啓発活動も交差点の真ん中なので回りを見て、声をかけあっ

て事故がないよう終われるように」と呼びかけました。

啓発活動は警察署前のゼブラゾーンにコーンを設けて警察署員の誘導のもと信号待ちのドライバーらに「秋の交通安全運動期間です。事故のないようご協力を」と声をかけながら活動を行いました。啓発品を受けとった方の中にはご苦労様と声をかけてくれる方もあり、有意義な活動となりました。



▲あいさつする森本真史署長





吉野路から 交通安全を発信



吉野地域は吉野交通対策協議会、吉野警察署など共催の街頭啓発活動に参加し、署員の誘導で停車したドライバーらに地元特産の梨などの啓発品を配りながら安全運転の徹底を呼び掛けました。

活動を前に吉野交通対策協議会会長の中井章太 吉野町長が「吉野路はこれから観光シーズンを迎え、交通量が日増しに増えてきます。今回の活動は事故を少しでも減らす絶好の機会。参加者が一丸となり声掛けして

いきましょう」とあいさつ。吉野警察署の岡田茂之署長は「死亡事故は今年に入り17件起きており昨年より3件増えています」と県下の厳しい交通事情に言及し、「地域一体のこうした啓発活動を通して吉野路から1件でも事故を減らしていきましょう」と強調しました。

櫻本貴大支部長ら5人の支部メンバーは「スピードは控えめに」「シートベルトを忘れずに」などと声掛けして啓発。活動を終えた櫻本支部長は「トラック

輸送に携わるプロドライバーの集団として地域の安全意識の醸成につながる取り組みを続けていきたい」と意気込んでいました。



▲あいさつする岡田茂之署長



▲梨を手に啓発する中井町長



▲櫻本支部長（右から3人目）

御所地域

啓発活動

交通安全教室

日時：令和7年9月22日(月) 午後3時30分～

場所：スーパーライフ御所店前広場

日時：令和7年9月26日(金) 午前10時～

場所：石光保育所



自転車のヘルメット着用 など啓発



▲トラックの死角について説明する西川副支部長

御所地域は森本好美支部長や西川武志副支部長らが御所市交通対策協議会（会長・山田秀士市長）主催の街頭啓発活動に加わり交通安全を呼び掛けました。またこの期間の御所市の行事となっている「チビッコ交通安全出前教室」にも参加。トラックの危険な死角などについて説明し、園児の安全意識の醸成に貢献しました。

今回の街頭活動は、協議会単独の実施となりました。森本支部長らはスーパーを訪れた買い

物客に「自転車に乗るときはヘルメットを必ずかぶり、乗りながらスマホを操作する『ながら運転』はやめてください」などと積極的に声掛けをしていました。

トラックの死角などを学習

交通安全教室は、石光保育所で行われ、西川副支部長が講師を担当。「大きなトラックの周りには運転席からは見えない危険な場所がいっぱいあります。だからトラックの近くでは絶対

に遊んではいけません」と語りかけ、真剣な表情で聞き入っていた園児は「よくわかりました」と大きな声で答えていました。その後、横断歩道の渡り方などの指導が高田署、交通安全母の会によって行われました。支部では今回、啓発品としてお絵かき帳を寄贈。森本支部長と西川副支部長が園児に手渡しました。



▲横断歩道の渡り方を園児に指導



▲啓発品を寄贈する森本支部長（右）と西川副支部長

奈良地域

セレモニー

「オープニングセレモニー」 生駒署
日時：9月21日(日) 午後1時～ 場所：びっくり通り

フェスタ

「いこま交通安全フェスタ」 生駒署
日時：9月23日(火) 午後2時～ 場所：北コミュニティセンターはばたき

交通安全決起大会

「秋の交通安全市民決起大会」 奈良西署
日時：9月25日(木) 午後1時30分～ 場所：学園前ホール(奈良市西部会館3F)

啓発活動

奈良署
日時：9月28日(日) 午後2時～ 場所：近鉄大和西大寺駅 南北自由通路
日時：9月30日(火) 午後2時30分～ 場所：JR奈良駅東側広場



365日事故防止を 心がけ続けよう！



奈良地域の啓発活動は、絶え間なく乗降客が行き交い活気あふれる近鉄大和西大寺駅改札前の南北自由通路において行われました。

今回の活動には、奈良警察署と奈良西警察署、二つの警察署が合同参加。また活動開始にあたって、奈良市にある奈良大学附属高校三味線部が演奏を披露しました。見事な腕前に、思わず足を止めて聴く人もいて、また演奏が終わると温かな拍手が

起こり、活気ある活動スタートとなりました。

人通りが多い場所でしたが、啓発品を配布しながらの啓発活動はスムーズに進み、大勢の方に交通安全の大切さを伝えることができました。

塚本哲夫支部長は「事故防止は365日続けなければならないことです。活動を通じて交通安全の意識を高め、交通事故のない社会を実現していきましょう」と、活動の意義と毎日の心

がけの大切さを述べて、この日の活動を締めくくりました。



▲締めくくりの挨拶をする塚本哲夫支部長（中央）





安全確認の徹底で 交通事故ゼロ社会へ



乗降客が行き交う朝のJ R郡山駅改札口、同駅東側ロータリーおよび西側ロータリーの三か所において、啓発活動を行いました。

今秋の重点目標に鑑みて、歩行者の安全、飲酒運転等の根絶、自転車に乗った際の交通ルールを理解等について呼びかけながら啓発品を配布。通勤途中で先を急ぐ人も多い中、足を止めて話に頷いてくれる人や、「いつもお疲れさまです」との声が聞かれるなど、継続的に活動をし

てきた手応えが感じられるものとなりました。

中秀夫支部長は「我々トラック運転手も身を引き締め、飲酒運転を撲滅し、一時停止の徹底など十分な安全確認を行って、交通事故のない社会を実現していきたいと思います」。

活動終盤の時間帯になると小学校の登校時間となり、「行ってらっしゃい！」と声をかけ児童たちの交通安全を見守りました。子どもたちは手を上げて横断歩道を渡っていました。



▲啓発活動する中支部長





歩行者の安全を優先した 運転と飲酒運転の撲滅を 呼びかけ



天理市民会館（やまのべホール）に面する丹波市町西交差点近くの道路で、天理地域の啓発活動を行いました。今期は交通量が多く、天理警察署の皆さんのテキパキとした交通整理の下、迅速かつ安全に注意した啓発活動となりました。啓発活動を始めに当たって同署の中村将人交通課長から「令和7年秋の全国交通安全運動も中盤に差し掛かりました。皆様のご協力を得て、交通事故を減らした

いと思います」との挨拶がありました。

啓発活動では、通行中の車両に一時停車してもらい「歩行者の安全を優先した運転、また飲酒運転の撲滅といったことを主としてドライバーの皆さんに訴えかけました」と吉岡幹自支部長。また令和8年4月1日から道路交通法の一部が改正されるため、通行中の歩行者や自転車乗車中の方に、自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び

運転に対する罰則」が設けられること、ヘルメットの着用促進なども呼びかけました。



▲啓発活動を行う中村将人交通課長



▲啓発活動する吉岡支部長



安全運転で交通事故を減らそう



五條地域は京奈和自動車道の五條北インターチェンジ付近で活動。啓発に先立ち、辰己千里支部長は「少しでも事故軽減に繋ればという思いで、春と秋の啓発活動を実施している。五條署の皆さんと一緒に、事故のないように気を付けて活動を」とあいさつ。五條警察署の嶋本英希交通課長は「交通事故の件数、死者数ともに増加傾向にある。8月23日、24日には五條署管内で交通死亡事故と正面衝突による5名の重傷事故が発生。今日

の活動を通じて悲惨な事故を1件でも減らせるように」と訴えました。

啓発活動には支部のメンバー11人が中央のゼブラゾーンで待機。警察署署員の誘導のもと、各メンバーはタオルや箸、クリアファイルなどの啓発品を「秋の交通安全運動期間です！安全運転をお願いします」などと声をかけて各ドライバーらに手渡しました。



▲あいさつする嶋本交通課長、右は辰己支部長



棚上係長が近畿運輸局長から表彰

令和7年10月21日（火）、近畿運輸局において、当協会の棚上太郎係長が、多年にわたり地方貨物運送適正化実施機関指導員としてその業務に精励し、事業の発展に寄与した功績により、服部真樹近畿運輸局長から表彰状を授与されました。



▲服部 真樹 近畿運輸局長（写真右）と棚上係長

奈良県警察本部からのお知らせ

奈良県警察本部から

1 県内の交通事故発生状況

秋も深まり薄暮時や夜間の事故に注意運転しましょう。気温の変化にも注意し、体調が優れない日は運転を控えるようにしてください。



10月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数	備 考
総件数	32,025 件	31,088 件	937 件	1日あたり約 110 件
人身事故件数	2,035 件	1,890 件	145 件	1日あたり約 7 件
死者数	18 人	15 人	3 人	約15日に 1 人
負傷者数	2,478 人	2,289 人	189 人	1日あたり約 9 人
物件事故件数	29,990 件	29,198 件	792 件	1日あたり約 103 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

10月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数
総件数	1,639 件	1,584 件	55 件
人身事故件数	88 件	88 件	0 件
死者数	4 人	1 人	3 人
負傷者数	109 人	110 人	-1 人
物件事故件数	1,551 件	1,496 件	55 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。



3 駐車場での事故を防止しよう

○緊張感を持って運転しよう

駐車場内は走行速度が遅く、交通量が少ないため油断が生じやすい。漫然と運転せずに、緊張感を持った運転をお願いします。

○バック時の安全確認を徹底しましょう

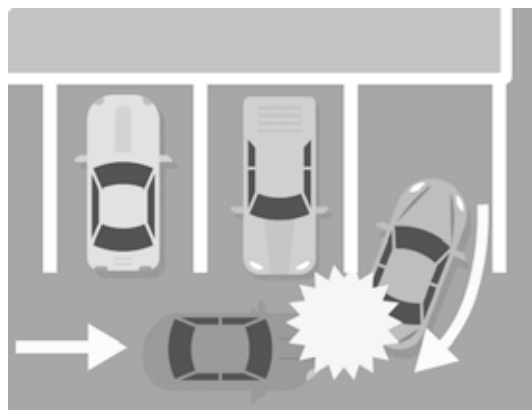
バック駐車場には、周囲の状況をミラーと目視でチェックすることを徹底させて、同乗者がいる場合は誘導をルール化しましょう。

○駐車場内のルールを守る

駐車場内では、決められた制限速度や進行方向、一時停止等のルールを守り、細心の注意を払って走行しましょう。

○ペダルの踏み間違いに注意

ブレーキとアクセルを踏み間違え、パニックになりアクセルを踏み込んで建物に衝突する事故が発生しています。バックするときはブレーキペダルに足が乗っていることを確認し、ゆっくりとバックしましょう。



軽油価格調査集計表(2025年 8 月)

令和 7 年 9 月 25 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2025 年 8 月 単純集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.36	113.62	121.04

2025 年 7 月 元売別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	127.01	113.40	114.58
出光昭和シェル	143.00	114.64	122.75
キグナス			
コスモ	135.48	113.15	124.87
その他	120.84	113.49	122.26

2025 年 7 月 月間購入量別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	129.96	113.81	122.19
30～50キロリットル未満	122.17	112.80	115.29
50～100キロリットル未満	119.50	114.92	
100キロリットル以上	122.20	112.16	

2025 年 7 月 支払期限別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	127.43	112.12	123.63
30～60日未満	127.35	113.41	120.52
60日以上		117.25	

軽油価格推移表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年 4 月	136.28	125.44	133.65
2025年 5 月	133.53	118.51	128.53
2025年 6 月	126.50	110.54	121.20
2025年 7 月	127.57	112.80	120.55
2025年 8 月	127.36	113.62	121.04

※消費税抜きの価格となります。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の拘禁刑
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の拘禁刑

負傷事故 → 15年以下の拘禁刑

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の拘禁刑

負傷事故 → 12年以下の拘禁刑

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。

(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

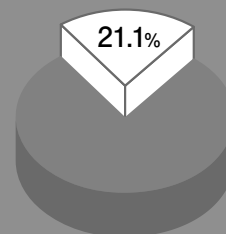
(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

●懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

重大な労働災害を防ぐためには

1 トラック・荷台等からの
墜落・転落による
死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例

1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

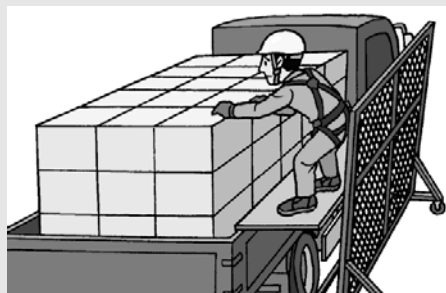
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

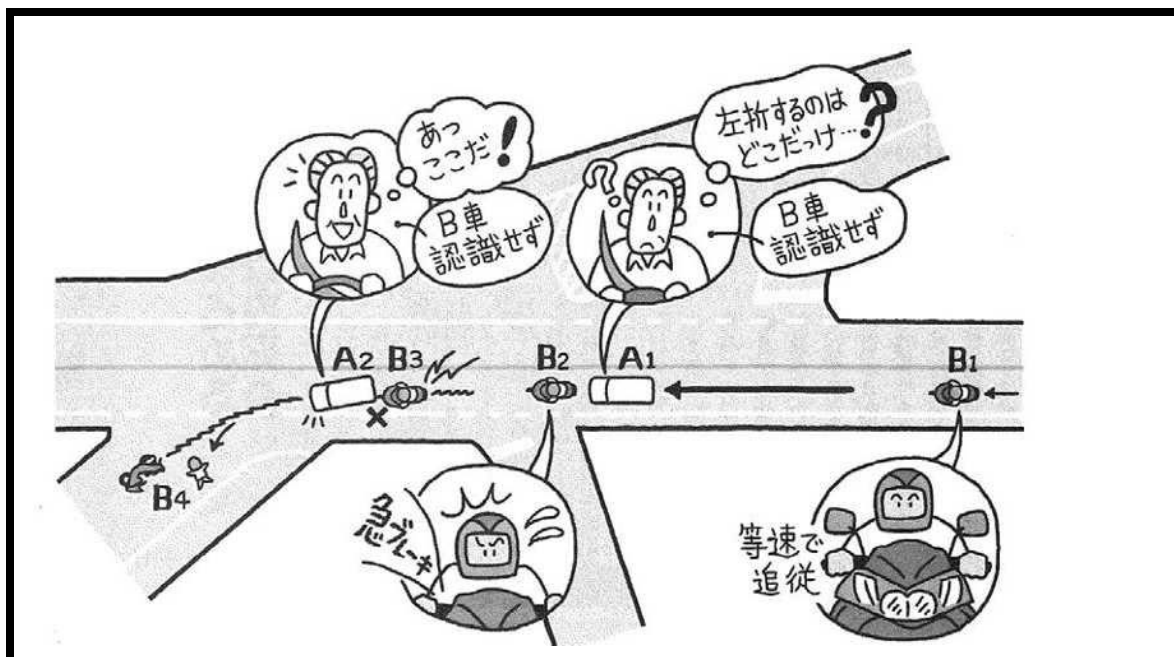
- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ たいかつせい耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



事業用自動車事故事例 No.123

(一般貨物) 普通貨物車と自動二輪車の合図遅れによる追突事故

■ 事故の概況



事故類型：追突

発生日時：平日 昼過ぎ 晴れ

当事者A：普通貨物車 60歳代 男性

当事者B：自動二輪車 50歳代 男性

■ 事故の概要

Aはときどきしか通らず、道路状況にはあまり詳しくない片側1車線の道路を時速約50kmで走行し、以前一度だけ通ったことのある近道を通して帰ろうと、曲がり角を探しながら運転していました。そこは信号機のない変則交差点で、特に目立った目標物もないことを思い出し、前方の左脇道だけに集中していました。やっと左折予定の交差点を発見し、即座に減速し道路中央からウinkerを出すと同時にハンドルを切り一気に左折を開始しました。

Bは、道路中央付近を時速約50kmでA車の後方約30mを追従走行していました。現場交差点を直進予定で、A車も等速で進行していたので前方の状況をあまり気にせず運転していましたが突然A車のブレーキランプが点灯し、Bの進路を塞ぐように左折を開始してきたので慌てて急ブレーキを掛け、衝突を回避しようとしたのですがタイヤがロックしたため、スリップして傾きながらA車の後方荷台下あたりに追突し、転倒滑走しました。

■ 事故から学ぶ

Aが追従するB車の存在を確認しなかったことが事故の主な原因ですが、Bは前方の車両が「そのまま進むだろう」ではなく「左折するかもしれない」等の防衛運転を心がけ、事前の減速と十分な車間距離をとったうえでA車の動静に注視していれば追突を回避できた可能性があります。

不案内な道を走行する場合は、目標物ばかりに集中することとなり、ほかの車両の行動まで気が回らなくなります。左折する車両は、あらかじめできる限り道路の左側端に寄り、かつ徐行し、後方の安全を十分に確認しなければなりません。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

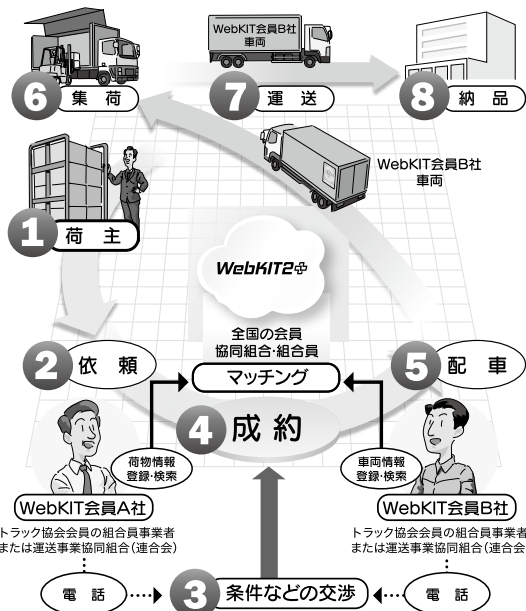
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリー軽油価格	日本炭炭(株)
123円 (令和7年9月)	79円/L (令和7年5月)
ENEOSウイング軽油価格	三井物産プラスチック(株)
121円 (令和7年9月)	75.5円/L (令和7年8月)

※消費税別

※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書(令和7年9月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年9月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
16件	14件	4月	22件	8月	12件	12月	件	105件	
		5月	19件	9月	14件	1月	件		
		6月	21件	10月	件	2月	件		
		7月	17件	11月	件	3月	件		
令和7年9月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					14	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					14	0	0.0%
		3. 自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。					14	0	0.0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					14	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					14	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					11	0	0.0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					14	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					14	0	0.0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					9	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					3	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					14	0	0.0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					14	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					11	0	0.0%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					14	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					14	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					14	1	7.1%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					14	0	0.0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					14	1	7.1%
		6. 過積載による運送を行っていないか。☆					14	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					14	0	0.0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					14	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆					14	0	0.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					5	1	20.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					14	0	0.0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					11	1	9.1%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					11	2	18.2%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					14	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					14	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					14	1	7.1%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					14	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					14	0	0.0%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					11	0	0.0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					14	0	0.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					14	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					14	4	28.6%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					14	0	0.0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					14	0	0.0%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					14	0	0.0%
指導件数合計							492	11	2.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7件	4件	1件	件	1件	件	13件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	1件	件	件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	8件	4件	1件	件	1件	件	14件

トラックの構造上の特性

第3章 安全性の向上を図るための装置の適切な使用方法

5 定速走行・車間距離制御装置（高速ACC）

一定速で走行する機能および車間距離を制御する機能をもった装置

定速走行する場合や追従走行する場合の運転負荷を軽減するため、セットした車速で走行する機能。自車より遅い先行車があった場合には車間距離を適切に維持し、先行車に接近しすぎた場合や先行車の急制動などに対応しきれない場合は注意を喚起する。



(日野自動車株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成)

6 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置（ESC）

車両の横滑り状態や転覆の可能性に応じて、制動力や駆動力を制御する装置

車両が横滑りしたときの横方向安定性の向上や転覆の可能性を低減させるため、不安定挙動が発生した場合、エンジン出力や制動力を制御する機能。



(UDトラックス株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成)

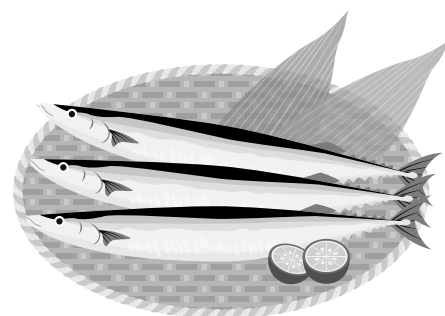
トラック協会・陸災防奈良県支部

11月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
5	水	13:30～	グリーン経営促進研修会	奈良県トラック会館
7	金	14:00～	環境キャンペーン広報活動	奈 良・ 針 T S
8	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
9	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
13	木	13:30～	第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	G メ ッ セ 群 馬
15	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
16	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
19	水	13:00～	令和7年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	大阪合同庁舎第4号館
20	木	9:00～	奈良県救援物資輸送実動訓練	生駒市総合公園体育館
21	金	11:00～	奈良県過積載防止対策連絡会議・啓発活動	奈 良・ 針 T S
25	火	10:00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
26	水	10:00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館
27	木	13:30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館
28	金	14:00～	令和7年度安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰式	奈良運輸支局2階会議室

12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	金	13:30～	プラン2025目標達成フルセミナー	奈良県トラック会館
8	月	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
23	火	13:30～	整備管理者選任後研修	かしはら万葉ホール



近畿交通共済からのお知らせ

今年度の事故防止標語等入選作品のご紹介

今年度の交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会：近畿共済など15のトラック共済を会員とする全国団体）主催の「事故防止に関する標語・体験記・児童画」の募集につきましては、多数の組合員従業員、ご家族の皆様からご応募をいただき、誠にありがとうございました。

去る10月7日に行われた交協連事故防止正副委員長会議において選考会議が行われ、入選作品が決定しました。その結果、当組合からの応募作品のうち下記の方々の作品が見事に入選されました。（敬称略）

《標語の部》

- | | | |
|-----|----------------------------|------------------|
| 優秀賞 | 脈々と 受け継ぐ文化 事故防止 | (株)フジライン 永井 一雄 |
| 佳作 | 「よく視る！ 何見る？ 先を視る！！」 | (株)ワイエー物流 横山 桂子 |
| 佳作 | 黄色なら アクセルよりも ブレーキへ | (株)フジライン 紀之定 義樹 |
| 佳作 | そのよそ見 取り戻せない 人の生！ | (株)つばめ急便 上永 隆始 |
| 佳作 | 譲り合い あせる気持ちに ひと呼吸 | (株)クリエーション 松本 貴弘 |

《体験記の部》

- | | | |
|-----|---------------------------|---------------|
| 優秀賞 | 「あと少し」の危険性と「休む」大切さ | (株)ナスコ 松尾 恵美 |
| 佳作 | トラックは動物にとっても凶器 | 越野運送(株) 森木 圭一 |

《児童画の部》

- | | | |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 高学年の部 | 優秀賞 明日運転するなら飲まない | 越野運送(株) 石原 綾(5年生) |
| 低学年の部 | 優秀賞 無事故で いのちをまもる トラック | (株)ライジング 木原 唯愛(3年生) |
| 幼児の部 | 優秀賞 いつもありがとう | トナン輸送(株) 阪井 唯月(6歳) |

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 く だ さ い

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0742-90-0510まで

近 畿 共 済 安 全 通 信

薄暮時間帯の 運転に注意



日没前後1時間の時間帯は「薄暮(はくぼ)時間帯」と言われ、交通事故の危険性が高まる時間帯です。

特に、この時期は、薄暮時間帯と会社や学校からの帰宅時間が重なり、危険性もさらに高まるため、運転にはより一層の注意が必要です。

薄 暮 時 間 帯 に 心 が け る こ と

【 疲労による集中力の低下に注意 】

薄暮時間帯は一日の疲労が出やすく、集中力の低下に注意が必要です。

コメンタリー運転の実践や適宜休憩をとるなど、集中力を維持しましょう。

【 手動で早めのライトオン 】

ヘッドライトの光は、視界の確保や自車の存在アピールにもなります。オートライトに頼りきりにならず、手動で早めのライトオンを！！



奈良労働局からのお知らせ

奈良県最低賃金

1,051円

令和7年11月16日発効



奈良労働局・労働基準監督署

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 1,051円

【発効日】令和7年11月16日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

厚生労働省 HP「賃上げ」支援助成金パッケージ
支援策の詳細は HP をご覧ください

奈良労働局からのお知らせ

奈良労働局からのお知らせ

11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

1 人でも労働者（パート、アルバイトを含む）を雇った場合、事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する必要があります。

労災保険は、労働者が業務上の事由または通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な保険給付を行っています。

雇用保険は、失業した場合や雇用の継続が困難となる場合等に対して保険給付や事業主助成などを行っています。

事業主の方は、従業員の方が安心して働けるよう、忘れず加入手続きを行ってください。

電子申請なら 24 時間、365 日いつでも OK！口座振替納付も便利

★お問合せ先★

労働基準監督署

公共職業安定所（ハローワーク）

奈良労働局 総務部 労働保険徴収室

電話：0742-32-0203

奈良県トラック協会 奈良支部が災害お見舞い ～石川県トラック協会へ～

奈良県トラック協会奈良支部（塚本哲夫 支部長）は、令和7年10月18日（土）、石川県トラック協会を災害お見舞いのため訪問しました。

塚本支部長が、「復旧の途中であるとお聞きしています。支部の総意として、能登半島地震のお見舞いのため、訪問させて頂きました。」と、石川県トラック協会の端 岩男専務理事に説明しました。端 専務理事は、「皆様からの心のこもったお見舞いを頂戴し、誠にありがとうございます。復旧、復興のため活用させていただきます。」と応えられました。



▲塚本支部長（左）と端 専務理事（右）

トラック奈良 2025 年11月 第 379 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一



▲新潟県の観賞魚 錦鯉（新潟県 朱鷺メッセで撮影）

飲酒運転の根絶

25ページ 懲役・失業・生活崩壊 !!

